

異常現象発生時における通報ガイドライン

1 異常現象発見から通報担当部署への所内連絡

- (1) 異常現象を発見した者は、直ちに通報担当部署（防災センター等）へ連絡する。
 - (2) 異常現象に該当するか否かの判断に迷った場合についても、直ちに通報担当部署へ連絡するものとする。
- ※ 現場確認等に時間を要し、連絡が遅れることのないように留意する。

2 消防機関への通報

- (1) 発見者から異常現象発生在所内連絡（上記1(2)の場合を含む。）を受けた通報担当部署は、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、直ちに消防機関に通報するとともに、自衛防災組織に異常現象の発生を連絡する。
 - (2) 消防機関への迅速な通報体制が確保されている場合は、事業の実施を統括管理する者が消防機関へ通報する。
- ※ 消防機関への通報については、第1報にて把握している情報をできる限り迅速に通報することとし、詳細については第2報以降に通報する等、第1報の通報の迅速化に努める。

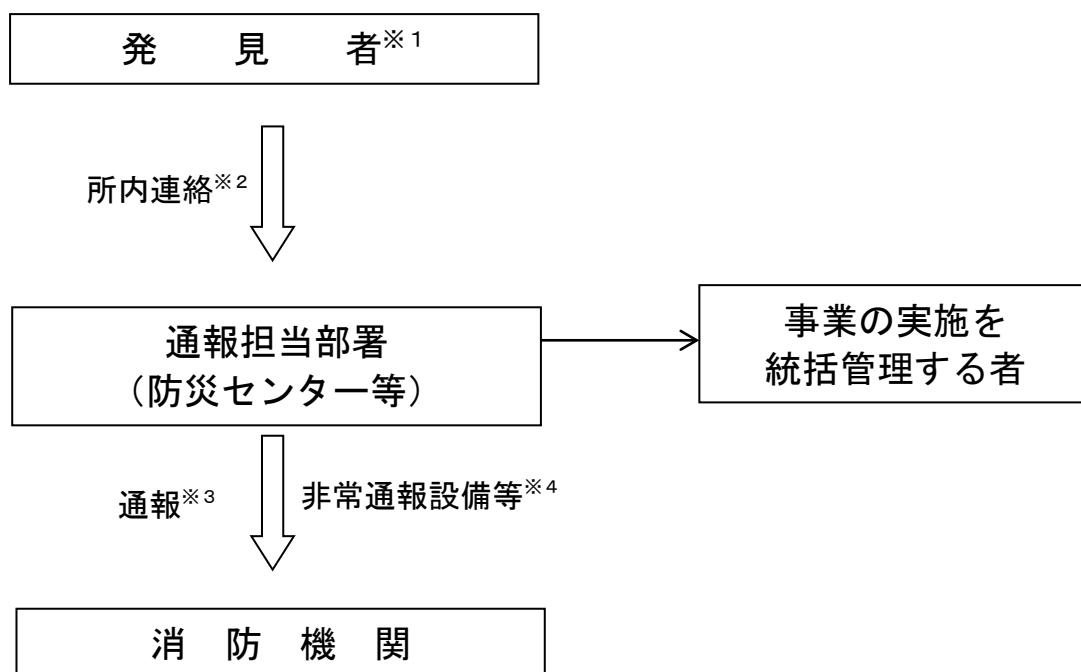
3 事業の実施を統括管理する者等への所内連絡

- (1) 2(1)により通報担当部署が消防機関に通報した場合は、事業の実施を統括管理する者又はその代理者に連絡する。
- (2) 連絡を受けた事業の実施を統括管理する者等は特定事業者へ連絡する。
- (3) 連絡を受けた特定事業者は、直ちに、防災規程等及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行うよう指示する。

4 その他

- (1) 各特定事業所において、消防機関への迅速な通報が確保されるように、消防機関と検討する等により、別添1を参照し通報マニュアルを定めておく。
- (2) 迅速な通報が行われなかった場合には、「別添2 通報体制の見直し方法」により、通報マニュアルの見直し等を実施する。
- (3) 特定事業者は異常現象の発見者が迅速に判断できるよう異常現象の通報に関する教育、訓練等の充実に努める。

通報系統図（例）



- ※1 発見者とは、異常現象の発生を覚知した者である。ただし、通報が迅速に行われる場合は、異常現象発生現場の責任者等が発見者となることも考えられる。
- ※2 発見者は異常現象の発生をできるだけ簡潔・迅速に通報担当部署に連絡する。
- ※3 消防機関への通報は第1報（発生場所、異常現象の種別、発見時の状況等）をできるだけ迅速に行う。
- ※4 通報は非常通報設備等を使用する。非常通報設備よりも迅速に通報する手段がある場合は、最も迅速に行える方法で通報する。

